バス運転者の拘束時間/休息期間確認表

本確認表は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)の1日の拘束時間及び休 息期間の適否を簡易的に判定するものです。あくまで参考とし、その他の基準も含め、別途判断する必要が あります。

事業者名:		○○観光バス(株)				【1日の拘束時間】原則13時間 ※延長する場合:最大15時間 (14時間超は週3回までが目安)					
営業所名:		本社営業所									
運転者名:		国土太郎									
調査期間		起算日				場ツー	拘束時間及び休息期間				
		年 月		H		場ツ を合一 入はマ	拘束時間		休息期間		
		2024年	5月	1日		カーン ※ 2	15時間超え		9時間以下		重複なし 拘束時間
日	曜日	前日始業	当日始業	当日終業	翌日終業		否	時間	否	時間	ISKATIA
01	水		20:45		11:30			14:45			14:45
02	木									14:00	
03	金		1:30	9:20				13:20		10:40	07:50
04	±	20:00		11:30			×	15:30		30:00	15:30
05	田		17:30	23:00				05:30		21:30	05:30
06	月		20:30	23:30				03:00		21.00	03:00
07	火									37:30	
80	水		13:00	20:00				07:00		23:30	07:00
09	木		19:30		13:45		×	18:15	×	08:55	18:15
10	金		22:40		0:00			14:00		06:55	01:20
11	土		10:00								
12	日										
13	月			1:30							
14	火		12:30		12:45		×	24:15		07.15	24:15
15	水		20:00		23:15		×	27:15	×	07:15	27:15
16	木									16:45	
17	金		16:00							10:40	
18	土				6:15						
19	田		12:45		7:00		×	18:15		10:30	18:15
20	月		17:30	19:30				02:00		10:30	02:00
21	火									35:00	
22	水		6:30		6:30		×	24:00	×	05:00	24:00
23	木		11:30		4:14		×	16:44	<u> </u>	16:31	16:44
24	金		20:45		14:15		×	17:45	×	06:15	17:30
25	土		20:30		1:30			09:30	<u> </u>	14:30	05:00
26	日		16:00		18:15		×	26:15	}	14:30	26:15
27	月									19:30	
28	火		13:45	15:45				09:15		14:45	02:00
29	水		6:30	9:45			×	15:45	×	08:15	03:15
30	木	18:00		18:45			×	24:45	<u> </u>	00.10	24:45
31	金										

※ツーマンの場合は1日の最大拘束時間を19時間まで延長でき、また、休息期間を5時間まで短縮できる。

- その他、改善基準告示抜粋 拘束時間【始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む)】①②のいずれかを選択
 - ①原則 4週間平均で1週間当たり65時間以内、かつ52週3,300時間以内
- ②原則 1か月当たり281時間以内、
- かつ1年3,300以内
- 休息期間【勤務と次の勤務の間の自由な時間】 継続9時間を下回ってはならない
- 最大運転時間 原則 2日平均で1日9時間を限度、4週平均で1週間40時間を限度
- |○ 連続運転時間 4時間以内を限度(運転の中断には、運転開始後4時間以内又は4時間経過 直後に1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転をしない時間が必要)
- 休日労働 2週間に1回以内、かつ、拘束時間の範囲内でなければならない
- ※ その他、労使協定を締結した場合の基準及び隔日勤務、フェリー乗船等の特例、予期し得ない事象への <u>対応時間の取扱い、分割休息、軽微な移動の特例等があります。</u>